

長万部町教育大綱

1 大綱策定の趣旨

平成26年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、平成27年4月に施行されました。

法改正の趣旨は、教育の政治的中立、継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、町長と教育委員会との連携強化、そして、町長の教育行政に対する責任を明確化した上で、町長と教育委員会の連携のもと、より民意を反映した教育行政の推進を目的として、地域の実情に応じた総合的な教育に関する施策の大綱の策定を求めています。

こうしたことから、長万部町における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

2 大綱の位置付け

教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌しつつ、長万部町のエ育目標の実現を図るため、平成23年3月に策定した「第3次長万部町まちづくり総合計画（平成23年度から平成32年度）」の教育・文化・スポーツに関する施策を踏まえて策定するものです。

長万部町教育目標

- 明朗でたくましい体力をもつ町民となる。
- 強い意志と豊かな情操をもつ町民となる。
- 文化的教養をもつ町民となる。
- 科学的知性をもつ町民となる。
- 創造的生活意欲をもつ町民となる。

【昭和48年3月制定】

3 大綱の期間

「第3次長万部町まちづくり総合計画（平成23年度から平成32年度）」との整合性を図るため、平成27年度から平成32年度までの6年間とし、教育を取り巻く状況の変化や施策の進展状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 基本目標

『個性的で心豊かな人と文化を育むまちづくり』

学校教育の推進と教育環境の整備充実をはじめ、生涯にわたって学び、その成果を地域づくりなどにいかすことのできる環境整備を促進し、次代を担う青少年の健全育成を進め、心豊かでたくましく生きる力を持つ人材の育成をめざします。

また、地域固有の歴史・文化を保存、伝承するとともに、スポーツ団体の支援や指導者の育成を図ります。

5 基本方針

(1) 生涯学習活動の充実

① 生涯学習基盤づくりの推進

多様で高度な学習機会の提供、生涯学習関連施設の I T 機能向上や学校施設の活用、学習情報の提供、指導者養成など総合的な生涯学習推進体制の整備を進め、まちづくり活動の活性化につなげます。

◇ 生涯学習推進体制・環境の整備

◇ 生涯学習活動の充実

② 青少年の健全育成

学校・家庭・地域・関係諸機関が一体となって、地域の教育資源を積極的に活用した自然・生活体験をはじめとする多様な活動を進め、人間性豊かな青少年を育成します。

◇ 健全育成運動・事業の推進

◇ 活動支援体制の整備

(2) 家庭・学校教育の充実

① 幼児教育の充実

親子体験活動など保育環境の整備を行い、また、豊かな感性をもち健やかに成長するための環境づくりに努め、家庭や地域・幼稚園・保育所・小学校が連携した幼児教育を推進します。

◇ 子育てを支援する地域の保育環境の整備

◇ 就学前教育の充実

② 学校教育の充実

子どもたちが、自ら学び判断・行動し、思いやりの心・生命を大切にする心など、豊かな心と人間性を育む教育の充実に努めます。また、いじめ・不登校をはじめとする児童・生徒指導上の諸問題に積極的に対処します。

さらに、国際化・情報化に対応する教育環境の整備を図るとともに、教職員の資質向上に努めます。また、安全で安心な学校給食を提供するため、地産地消を推進し、長万部産の食材を活用します。

- ◇ 学校教育環境の整備
- ◇ 学校、家庭、地域社会の連携・協力の推進
- ◇ 教育活動の充実
- ◇ 安全な学校給食の提供

③ 高等学校教育・大学教育の推進

地域や中学校との連携を図り、地域に根ざした特色ある高等学校として存続するよう支援に努めます。また、東京理科大学との連携を密にしながら、さらなる地域の振興をめざします。

- ◇ 高等学校教育への支援
- ◇ 大学との連携を推進

(3) 地域文化の育成

① 社会教育活動の充実

自らの意思で学ぶ生涯学習の一層の充実を図るため、多様で高度な学習活動の拡充、地域活動への団体・サークル結成や活動への支援を行い、町民一人ひとりの学習意欲を大切にし、地域の課題に取り組んでいくための多様な学習情報・機会の充実に努めます。

- ◇ 多様で高度な学習活動の拡充
- ◇ ボランティア活動の拡充
- ◇ 社会教育関係団体への活動支援の推進
- ◇ 家庭、地域社会の教育機能の充実

② 文化活動の振興

町民が心豊かな潤いのある人生を創造することができるよう、芸術・文化に親しめる機会を提供するとともに、貴重な文化財や歴史資料、郷土芸能の保存・継承に努めます。

- ◇ 芸術文化振興のための環境づくりの推進
- ◇ 自主的な芸術・文化活動への支援
- ◇ 文化財保存・活用の推進

③ 図書館活動の充実

町民の学習課題解決を支援するサービスや情報提供を行い、生涯学習の振興につながる I T 時代に対応した役に立つ図書館としての事業推進に努めます。

- ◇ 図書館活動の推進

④ スポーツ活動の振興

町民一人ひとりが健康で生きがいある豊かな生活を営むことができるよう「いつでも」「どこでも」「だれでも」スポーツに親しめる環境づくりを進めます。

- ◇ スポーツ・レクリエーション活動の振興
- ◇ スポーツ環境の整備・充実

6 関係法令条文（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 [平成26年6月20日改正]

（大綱の策定等）

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

○教育基本法 [平成18年12月22日法律第120号]

（教育振興基本計画）

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。